

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第26号)
の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」
を「47万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第1項第2号及び第3号の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。